（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部改正）

第五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に、「特定個人情報保護委員会が」を「個人情報保護委員会が」に改める。

第四条から第六条まで及び附則第二条中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

附　則

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。